

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札物品用）

1 入札参加資格要件

公告の日において、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) この公告の日から入札書の開札日までの間において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (5) 市税（公告文中の入札参加資格要件で、「つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。」又は「つくば市内に有資格者名簿に登録された、従業員が常勤する営業所等（本店、支店又は営業所をいう。）を置き、継続して2年以上経過していること。」と地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。

2 入札参加方法

- (1) この事業の入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請（証明書等提出）を「茨城県電子調達システム(物品・役務）」（以下「電子調達システム」という。）により行わなければならない。

電子調達システム

URL: <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

(2) 前号によりがたい場合は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」に示すとおりとする。

(3) 電子調達システムでは入札参加申請時（証明書等提出）に添付書類を求められる箇所があり、必ず何かを添付しないと先に進めないため、任意のファイルをあらかじめ作成し、添付する必要がある。

※ 作成例

エクセル・ワード・メモ帳等を起動し、一文字以上入力し、「名前を付けて保存」を選び、テキスト形式を選択し、会社名等のわかりやすい名前を付け、任意のファイルを作成する。

(4) つくば市ホームページ内「入札のひろば」の「電子入札システムによる参加資格の注意点」に留意すること。

3 一般競争入札参加申請書の受付日時

(1) 電子調達システム

ア 入札参加資格確認申請書（証明書等提出）は、公告の日から送信することができる。ただし、閉庁日を除く。

イ 電子調達システムの運用時間は、午前9時から午後6時までとする。

4 設計図書の見覧

(1) 設計図書は、「電子調達システム（入札情報サービス）」に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービスシステム

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>(入札情報サービスシステムの調達機関名で「つくば市」を選択)

(2) 設計図書に対する質問

質問書の様式（入札情報サービス及びつくば市ホームページ内「入札のひろ

ば」に掲載している。)を使い、公告文中の質問先に電子メールで送信し、送信後電話等で確認を行うものとする。ただし電子メールによる提出が困難な場合は、質問書締切日時までに、質問書原本を質問先に提出すること。

(3) 質問書に対する回答

つくば市ホームページ内「入札のひろば」に掲載する。

5 入札手続き等

(1) 入札書の提出は、電子調達システムにて行うものとする。

なお、入札回数は1回のみとする。

ア 電子調達システム

(ア) 入札書は、入札参加資格確認申請書（証明書等提出）受付締切日の翌日から送信することができる。ただし、閉庁日を除く。

(イ) 電子調達システムの運用時間は、午前9時から午後6時までとする。

(ウ) 入札参加資格確認申請書（証明書等提出）受付締切日以降に送付する証明書等審査結果通知書については、事後審査方式のため暫定的に「合格」とする。

(2) 前号によりがたい場合は「電子入札案件における紙入札の取扱いについて」に示すとおりとする。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。ただし、単価契約においては、この限りではない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった者は、入札辞退として扱うものとする。

6 開札の方法

(1) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札参加者又はその代理人が開札の立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

7 落札候補者等の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。この場合において、最低の価格の入札をした者が2人以上のときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。

8 事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出及び落札者の決定

(1) 本事業の入札は、事後審査型入札であり、落札候補者の資格要件を関係法令等に基づき審査し、落札者を決定するもので、落札候補者は次の関係書類を提出しなければならない。

ア 契約実績調書(契約書等の写し添付)

なお、公告文中の入札参加資格要件で実績を求めた場合とする。また、電子契約での実績を提出する場合には電子署名のページの写しも添付すること。

イ 健康保険被保険者証(全国健康保険協会又は健康保険組合発行のもの)等の引き続き3月以上の雇用関係が確認できる書類の写し

なお、公告文中の入札参加資格要件で技術者等の配置を求めた場合とする。

ウ 許可書等の写し

なお、公告文中の入札参加資格要件で許認可等を要件とした場合とする。

エ 事業所調査票(公告文中の入札参加資格要件で、「つくば市内に本店を置き継続して2年以上経過していること。」又は「つくば市内に有資格者名簿

に登録された、従業員が常勤する営業所等（本店、支店又は営業所をいう。）を置き、継続して2年以上経過していること。」と地域要件を付した場合のみ提出すること。）

オ 事業所（支店又は営業所）の所在地及び設立（移転）年月日を確認できる書類（営業所設立届、全部事項証明書等）の写し（公告文中の入札参加資格要件で、「つくば市内に有資格者名簿に登録された、従業員が常勤する営業所等（本店、支店又は営業所をいう。）を置き、継続して2年以上経過していること。」と地域要件を付した場合のみ提出すること。ただし、市内本店の事業者を除く。）

カ その他

公告文中の入札参加資格要件を満たすことを証する書類（提出を求めた場合とする。）

- (2) 前号に定める手続きによる入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めるときは落札者となる。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格要件関係書類を提出させ入札参加資格審査を行う。この審査は入札参加資格要件を満たしている者が確認でき、落札者が決定するまで行う。
- (4) 落札候補者が、入札参加資格要件関係書類を定められた期日までに提出しなかった場合又は落札候補者を辞退した場合は契約締結を辞退したものとみなし、次順位者を落札候補者とする。
- (5) 第3号の場合で、落札候補者の行った入札を無効にした場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とした理由を付して通知する。

9 入札保証金

入札金額の100分の5以上。ただし、つくば市契約規則第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

10 契約保証金

つくば市契約規則第35条各号のいずれかに該当したときは、免除する。

11 支払方法

検査に合格したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところにより、契約金額を支払うものとする。

12 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子調達システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合は、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子調達システムが長期にわたり停止する場合は、全面的に紙入札に変更するものとする。

13 その他

- (1) 下請負契約（警備その他の委託契約を含む。以下同じ。）又は資材調達契約をするとき、下請負契約についてはつくば市内に本店のある事業者（以下「市内本店事業者」という。）を、資材調達契約についてはつくば市内に本店、支店、営業所又は工場のある事業者（以下「市内事業者」という。）を活用し、それらの事業者との契約金額の合計が、下請負契約及び資材調達契約の契約金額（市内本店事業者では下請負ができないもの及び市内事業者では資材調達ができないものの金額を除く。）の合計の50%以上となるよう努めること。
- (2) この公告による入札に参加した者は、入札後において、この公告又は設計図書等についての不明等を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札参加の資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

は、無効とする。

(5) 落札候補者がいない場合は、予定価格を上回る入札者を対象とし、その対象者が複数の場合に限り、開札日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に再度の入札を電子にて実施する。なお、落札候補者が事後審査において無効となり、次順位者がいない場合には、その事実が発生した日の翌日から5日以内（閉庁日を除く。）に実施するものとする。

(6) 電子契約を利用する際は、公告の案件ごとに、つくば市ホームページ内「入札のひろば」に掲載している電子契約利用申出書を提出すること。なお、提出期限は事後審査に伴う入札参加資格要件関係書類の提出期限と同じとし、Wordファイルで、電子メールにて提出するものとする。